



埼玉県報

第 2 5 0 7 号
平成 2 5 年 7 月 9 日
火 曜 日

目 次

規則

- [埼玉県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則\(森づくり課\)](#)

告示

- [特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告\(東部地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(東部地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告\(東部地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(東部地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告\(利根地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(利根地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告\(共助社会づくり課\)](#)
- [土壌汚染対策法の規定に基づく要措置区域の指定\(水環境課\)](#)
- [土壌汚染対策法の規定に基づく要措置区域の指定\(水環境課\)](#)
- [入間都市計画生産緑地地区の変更\(みどり自然課\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に関する公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗に対する市町村等意見の公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗に対する市町村等意見の公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に関する公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の実施\(用地課\)](#)
- [寄居都市計画道路の変更\(都市計画課\)](#)
- [寄居都市計画道路の変更に係る図書の写しの縦覧\(都市計画課\)](#)
- [県立特別支援学校スクールバス運行業務委託に関する入札公告\(特別支援教育課\)](#)
- [県立特別支援学校スクールバス運行業務委託に関する入札公告\(特別支援教育課\)](#)
- [県立特別支援学校スクールバス運行業務委託に関する入札公告\(特別支援教育課\)](#)
- [県立特別支援学校スクールバス運行業務委託に関する入札公告\(特別支援教育課\)](#)
- [県立特別支援学校スクールバス運行業務委託に関する入札公告\(特別支援教育課\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(熊谷建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(越谷建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(越谷建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(越谷建築安全センター\)](#)
- [漁業権免許の内容等の事前決定に関する公聴会の開催\(内水面漁場管理委員会\)](#)

規 則

埼玉県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年七月九日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第五十一号

埼玉県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

埼玉県林業・木材産業改善資金貸付規則（昭和五十二年埼玉県規則第六十号）の一部を次のように改正する。

第一条第一号中「次条第一項第三号」を「次条第一項第四号」に改め、同条第二号中「次条第一項第六号」を「次条第一項第七号」に改める。

第二条第一項中第六号を第七号とし、第三号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三 森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法（平成二十年法律第三十二号）

第十一条第一項に規定する認定特定増殖事業者が認定特定増殖事業計画に従って特定増殖事業を実施するのに必要な林業・木材産業改善資金に係る貸付金十二年以内

第二条第二項ただし書中「及び第六号」を「、第四号及び第七号」に改める。

附則第二項の表第二条第一項第一号及び第三号から第六号までの項中「第三号から第六号まで」を「第四号から第七号まで」に改め、同表第二条第二項の項中「第二条第二項」の下に「（同条第一項第三号に係る部分を除く。）」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

埼玉県告示第九百六十八号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県東部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十五年七月九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十五年七月二日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人春日部ゆい

三 代表者の氏名

大湯 通子

四 主たる事務所の所在地

埼玉県春日部市小淵五百五十三番地一

五 定款に記載された目的

この法人は、障害児・者の置かれている現状と、その環境の改善を図るため、障害児・者の支援事業を行い、地域福祉の発展に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第九百六十九号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県東部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十五年七月九日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十五年七月一日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人越谷にプレーパークをつくる会
- 三 代表者の氏名
渕野 彩子
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県越谷市大字大里四十番一 パークハイツ越谷六百二十号
- 五 定款に記載された目的
この法人は、子どもたちのやってみたい気持ちを大切に遊ぶ場である冒険遊び場づくりを進めることで、子どもにとっての遊びの大切さや、子どもが豊かに遊び育つ地域社会の必要性を、多くの人たちに伝えることを目的とする。

告 示

埼玉県告示第九百七十号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県東部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十五年七月九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十五年七月三日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人たねまき

三 代表者の氏名

高野 路子

四 主たる事務所の所在地

埼玉県春日部市米島字吉岡八百十八番地三十

五 定款に記載された目的

この法人は、年齢、性別、国籍や障がいの有無にかかわらず、万人が健康で文化的でいきいきとした生活を過ごす共生的な社会を築くために、さまざまな立場の人たちの協力を得て、障がいのケア（グループ）ホーム、日中活動の場の開設、余暇、就労等の生活支援、相談、人材育成、及び福祉向上について一般に対する啓発活動等の事業を通し、社会全体の公益に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第九百七十一号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二週間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県東部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十五年七月九日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十五年七月三日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人愛生
- 三 代表者の氏名
田井 寿美江
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県越谷市大字平方四十四番地十四
- 五 定款に記載された目的
この法人は、あらゆる障害を持つ人と高齢者に対し、地域に根ざした生活を快適に過ごし、安心して豊かな暮らしを送ることができると新しい福祉システムの構築をする事業を行い、社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第九百七十二号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県利根地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十五年七月九日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十五年六月十九日
- 二 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人フタバ
- 三 代表者の氏名
田野 實
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県北葛飾郡杉戸町高野台東一丁目十七番地一
- 五 定款に記載された目的
この法人は、地域で子育てに対する孤独感や不安感を持っている人に対して保育を支援する活動及び地域社会における環境と福祉の増進を図り、広く社会の公益に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第九百七十二号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県利根地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-ngo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十五年七月九日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十五年七月二日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人いろえんぴつ
- 三 代表者の氏名
馬場 恭子
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県南埼玉郡宮代町東姫宮二丁目十番十六号
- 五 定款に記載された目的
この法人は、障害児者が、その人らしい生き方を実現できるよう、その能力を活かし日常生活上の支援を受けながら安心して豊に暮らす事が出来る地域社会の実現・福祉の増進に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第九百七十四号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県西部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十五年七月九日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十五年七月一日
- 二 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人日中韓から世界へ
- 三 代表者の氏名
牛 尾 恵 子
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県狭山市大字水野六百四十六番地の六
- 五 定款に記載された目的
この法人は、地域住民を中心に世界の人々に対して、国際交流に関する事業を行い、世界の平和と友好に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第九百七十五号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第六条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去等の措置を講ずることが必要な区域（以下「要措置区域」という。）を次のとおり指定する。

平成二十五年七月九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 要措置区域

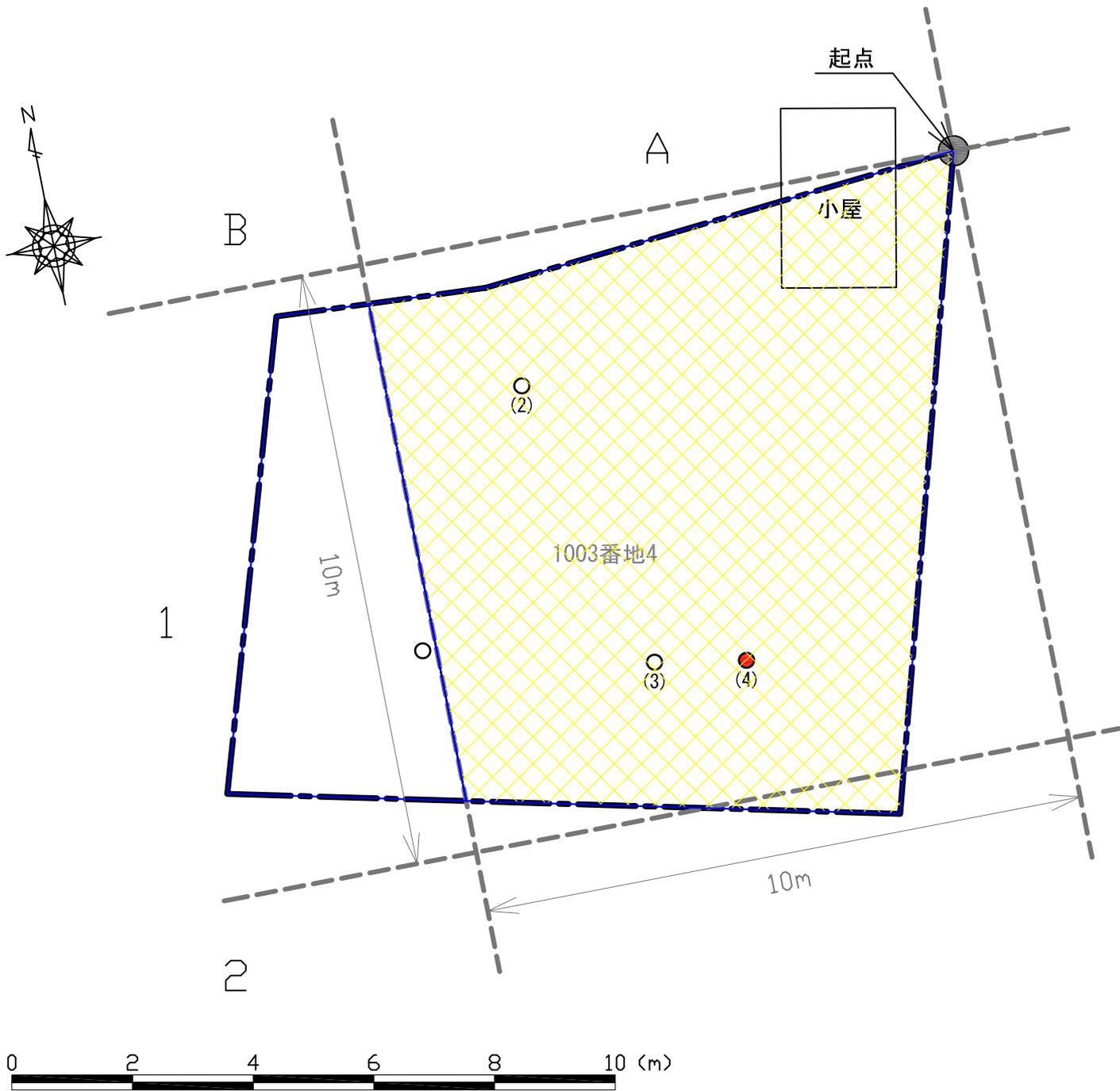
別図のとおり（埼玉県加須市本町千三番四の一部）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類

六価クロム化合物

三 講ずべき指示措置

地下水の水質の測定



【起点】

起点は、加須市本町1003番地4の最北端とした。

【格子の回転角度】

0°

起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線、並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成される区画線を、起点を支点に右方向に回転させた角度を示す。

- | | | | | | |
|---|-------|---|------------|--|-------|
|  | 敷地境界線 |  | 10m格子 |  | 要措置区域 |
|  | 単位区画 |  | 土壤調査試料採取地点 | | |

告 示

埼玉県告示第九百七十六号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第六条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去等の措置を講ずることが必要な区域（以下「要措置区域」という。）を次のとおり指定する。

平成二十五年七月九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 要措置区域

別図のとおり（埼玉県入間郡三芳町大字北永井字平野六百八十二番二十五の一部、六百八十二番二十六）

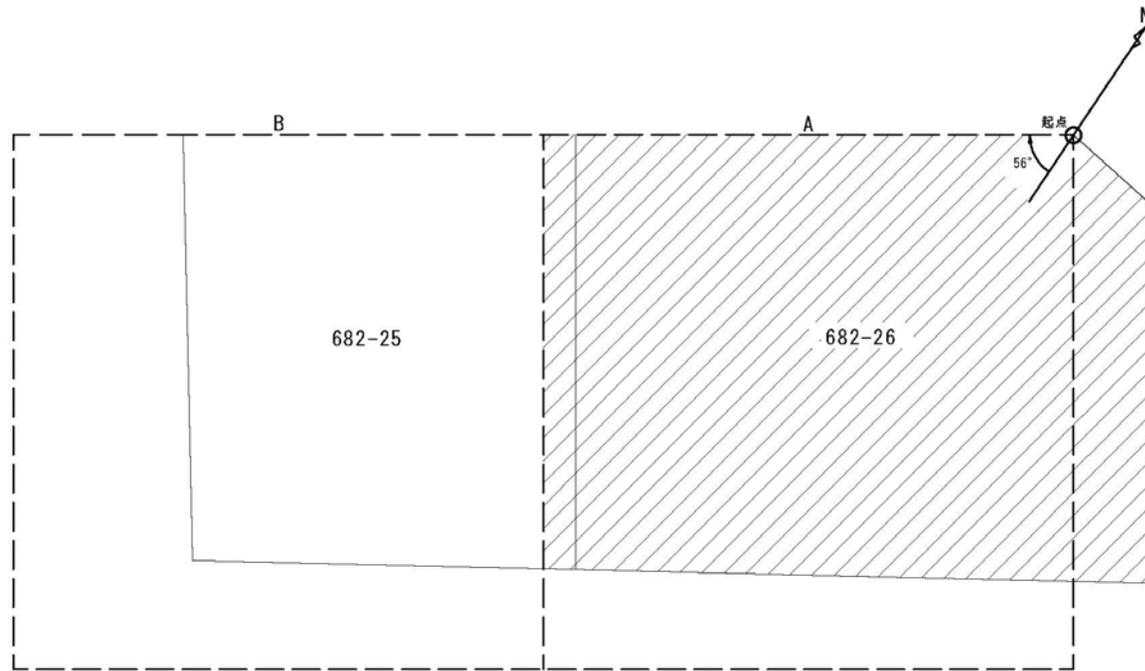
二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類

テトラクロロエチレン

三 講ずべき指示措置

地下水の水質の測定

別図



起点

起点は、埼玉県入間郡三芳町大字北永井 682-26の最北点。

格子の回転角

起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成される格子を、起点を支点に右方向に回転させた角度。

凡例

--- : 10m格子 - - - : 敷地境界線

 : 要措置区域

告 示

埼玉県告示第九百七十七号

入間市から入間都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり自然課において縦覧に供する。

平成二十五年七月九日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第九百七十八号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十五年七月九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

アピタ吹上店

埼玉県鴻巣市袋九十番地の一

ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）ユニー株式会社 代表取締役 前村哲路

愛知県稲沢市天池五反田町一番地 外 計二十六者

（変更後）ユニー株式会社 代表取締役 佐古則男

愛知県稲沢市天池五反田町一番地 外 計二十七者

ハ 変更年月日

平成二十五年二月二十一日外

二 届出年月日

平成二十五年六月二十六日

ニ 縦覧期間

平成二十五年七月九日から平成二十五年十一月十一日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県県央地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十五年七月九日から平成二十五年十一月十一日まで

ロ 意見書提出先

告 示

埼玉県告示第九百七十九号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成二十五年七月九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ヤオコー戸田駅前店

埼玉県戸田市大字新曽字柳原六百五十一番一

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

歩行者の安全を確保するために、車両動線及び敷地内での荷捌きや誘導員の配置、周辺路上駐車対策をはじめとする、交通協議の内容を順守願いたい。

また、右折入庫の防止対策について、事業者において対策を講じていただきたい。

あわせて、戸田市都市景観条例に基づく景観づくり推進地区への指定予定地

内であるので、景観に対する対応を図っていただきたい。

二 縦覧期間

平成二十五年七月九日から平成二十五年八月九日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南部地域振興センター

告 示

埼玉県告示第九百八十号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成二十五年七月九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

テックランド川越店

埼玉県川越市氷川町四十五 一外

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定によるその他の意見の概要

- ・ 私道が払下げになったため、国道二五四号に接する緑地に、歩道を設置して頂きたい。

- ・ 敷地北側境界は、二メートル程度のフェンスとその外側（市道側）に生垣を設置して頂きたい。

- ・ 廃棄物保管施設及び廃棄家電置場は、当マンション側ではなく、東側敷地に移設して頂きたい。

- ・ 三階キュービクル及び室外機置場は、当マンションに面する北側から移設して頂きたい。

- ・ 建物北側の窓は、すべて曇りガラスにして頂きたい。

- ・ 荷さばき時間帯（特に朝の時間帯）を再検討して頂きたい。

二 縦覧期間

平成二十五年七月九日から平成二十五年八月九日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県川越比企地域振興センター

告示

埼玉県告示第九百八十一号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十五年七月九日

埼玉県知事 上田清司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオン大井店

埼玉県ふじみ野市ふじみ野一丁目二番一号

ロ 変更の概要

駐車場の位置及び収容台数

（変更前）位置 図面省略 収容台数 八六二台

（変更後）位置 図面省略 収容台数 七九九台

来客が駐車場を利用することができる時間帯

（変更前）立体駐車場 午前六時三十分から午後十一時三十分

第一駐車場 午前六時三十分から午後十時

第三駐車場 午前六時三十分から午後八時三十分（土日繁忙期

のみ使用）

ただし、第一駐車場及び立体駐車場に関しては、映画館利用者

の利用終了時刻は翌日午前〇時三十分

（変更後）立体駐車場 午前六時三十分から午後十一時三十分

第一駐車場 午前六時三十分から午後十時

ただし、映画館利用者の利用終了時刻は翌日午前〇時三十分

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

（変更前）出入口の数 七か所 位置 図面省略

（変更後）出入口の数 五か所 位置 図面省略

ハ 変更年月日

平成二十六年二月二十八日

ニ 届出年月日

平成二十五年六月二十七日

二 縦覧期間

平成二十五年七月九日から平成二十五年十一月十一日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南西部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十五年七月九日から平成二十五年十一月十一日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第九百八十二号

測量計画機関であるさいたま市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十五年七月九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

さいたま市

二 作業種類

公共測量 数値地形図データ更新

三 作業地域

さいたま市全域

四 作業期間

平成二十五年六月五日から平成二十六年一月三十一日まで

告 示

埼玉県告示第九百八十二号

測量計画機関である所沢市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十五年七月九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

所沢市

二 作業種類

公共測量（基準点座標変換）

三 作業地域

所沢市全域

四 作業期間

平成二十五年五月十五日から平成二十五年十二月十三日まで

告 示

埼玉県告示第九百八十四号

測量計画機関である小鹿野町から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十五年七月九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

小鹿野町

二 作業種類

公共測量（数値撮影及び修正測量（レベル二五〇〇））

三 作業地域

小鹿野町の一部

四 作業期間

平成二十五年五月三十日から平成二十六年三月二十五日まで

告 示

埼玉県告示第九百八十五号

測量計画機関である新座市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十五年七月九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

新座市

二 作業種類

公共測量（基準点測量）

三 作業地域

新座市大和田二・三丁目地内

四 作業期間

平成二十五年五月二日から平成二十六年十二月二十六日まで

告 示

埼玉県告示第九百八十六号

測量計画機関である国土交通省関東地方整備局利根川上流河川事務所から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十五年七月九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

国土交通省関東地方整備局利根川上流河川事務所

二 作業種類

公共測量（道路三次元データ計測）

三 作業地域

利根川上流の一部（上里町、本庄市、深谷市、熊谷市、行田市、羽生市、加須市、久喜市、幸手市、杉戸町、春日部市）

四 作業期間

平成二十五年七月一日から平成二十五年十二月二十七日まで

告 示

埼玉県告示第九百八十七号

測量計画機関である越谷市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十五年七月九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

越谷市

二 作業種類

公共測量（基準点、出来形確認測量）

三 作業地域

越谷市東越谷土地区画整理事業地内

四 作業期間

平成二十五年七月十六日から平成二十六年三月二十日まで

告 示

埼玉県告示第九百八十八号

測量計画機関である埼玉県から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十五年七月九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

埼玉県

二 作業種類

公共測量（一級基準点測量）

三 作業地域

埼玉県内

その一工区：熊谷市、本庄市、深谷市、嵐山町、小川町、鳩山町、

ときがわ町、皆野町、長瀨町、東秩父村、美里町、寄居町

その二工区：秩父市、横瀬町、小鹿野町

その三工区：行田市、加須市、羽生市、鴻巣市、上尾市、北本市、白岡市、

伊奈町

その四工区：飯能市、戸田市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、

鶴ヶ島市、日高市、ふじみ野市、三芳町、毛呂山町、越生町

四 作業期間

平成二十五年五月十日から平成二十五年八月三十日まで

告 示

埼玉県告示第九百八十九号

測量計画機関である上尾市小泉土地区画整理組合から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十五年七月九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

上尾市小泉土地区画整理組合

二 作業種類

公共測量（基準点測量、出来形確認測量）

三 作業地域

上尾市大字小泉地内

四 作業期間

平成二十五年六月二十四日から平成二十六年三月十九日まで

告 示

埼玉県告示第九百九十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、寄居都市計画道路を変更した。

なお、当該変更に係る図書を埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十五年七月九日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第九百九十一号

寄居町から寄居都市計画道路の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十五年七月九日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第九百九十二号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十五年七月九日

埼玉県知事 上 田 清 司

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

埼玉県立日高特別支援学校スクールバス運行業務委託 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

平成26年1月1日(水)から平成30年12月31日(月)まで。ただし、翌年度以降において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除する。

(4) 履行場所

埼玉県教育局県立学校部特別支援教育課長が指定する場所

(5) 入札方法

入札金額については、履行期間全体の総価を記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 県立特別支援学校スクールバス運行業務入札参加資格等に関する告示(平成24年埼玉県告示第780号)に基づき、一般競争入札参加資格者としてA等級又はB等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱(平成21年3月31日付け入審第513号)に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱(平成21年4月1日付け入審第97号)に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

(5) 事故の発生又は発注者の要請があった場合に、迅速かつ適正に対応できる体制を有すること。

(6) 本件業務について、仕様書等に示す各要求事項を確実に履行できることを証

明した者であること（詳細は、入札説明書及び仕様書による。）。

- (7) 県立特別支援学校スクールバス運行業務について、過去に当該業務の委託契約に基づく業務改善モニタリングにより改善事項通知書の送付を受けたことがある場合において、業務の見直し等により必要な改善を行ったと県が認めた者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県教育局県立学校部特別支援教育課総務・振興助成担当 小宮 電話048-830-6885(直通)

- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (3) 入札・開札の場所及び日時

埼玉県庁職員会館地階B05サークル室 平成25年8月20日（火）午後1時

- (4) 郵便による場合の入札書の宛先及び受領期限

埼玉県教育局県立学校部特別支援教育課総務・振興助成担当 平成25年8月19日（月）午後5時

なお、書留郵便によること。

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

- (3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を上記3(1)の提出場所に平成25年8月5日（月）午後5時までに提出し、競争入

札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の商品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、本県所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入した上、必要な書類を添付して、平成25年8月2日（金）午後5時までに、上記3(1)の提出場所に提出すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な請求書を受領した日から30日以内に当該委託料を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the services to be required: School bus service for Hidaka School for Children with Special Needs

(2) Time-limit for tender: 1:00 p.m., August 20, 2013(tender submitted by mail:5:00 p.m., August 19, 2013)

(3) Contact point for the notice: General Affairs Section, Special Support Education Division, Prefectural School Department, Saitama Board of Education, Takasago 3-15-1, Urawa-ku, Saitama-shi, Saitama-ken 330-9301, Telephone 048-830-6885

告 示

埼玉県告示第九百九十二号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十五年七月九日

埼玉県知事 上田清司

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

埼玉県立川口特別支援学校スクールバス運行業務委託 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

平成26年1月1日(水)から平成30年12月31日(月)まで。ただし、翌年度以降において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除する。

(4) 履行場所

埼玉県教育局県立学校部特別支援教育課長が指定する場所

(5) 入札方法

入札金額については、履行期間全体の総価を記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 県立特別支援学校スクールバス運行業務入札参加資格等に関する告示(平成24年埼玉県告示第780号)に基づき、一般競争入札参加資格者としてA等級又はB等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱(平成21年3月31日付け入審第513号)に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱(平成21年4月1日付け入審第97号)に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

(5) 事故の発生又は発注者の要請があった場合に、迅速かつ適正に対応できる体制を有すること。

(6) 本件業務について、仕様書等に示す各要求事項を確実に履行できることを証

明した者であること（詳細は、入札説明書及び仕様書による。）。

- (7) 県立特別支援学校スクールバス運行業務について、過去に当該業務の委託契約に基づく業務改善モニタリングにより改善事項通知書の送付を受けたことがある場合において、業務の見直し等により必要な改善を行ったと県が認めた者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県教育局県立学校部特別支援教育課総務・振興助成担当 小宮 電話048-830-6885(直通)

- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (3) 入札・開札の場所及び日時

埼玉県庁職員会館地階B05サークル室 平成25年8月20日（火）午後1時30分

- (4) 郵便による場合の入札書の宛先及び受領期限

埼玉県教育局県立学校部特別支援教育課総務・振興助成担当 平成25年8月19日（月）午後5時

なお、書留郵便によること。

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

- (3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を

上記 3 (1)の提出場所に平成25年 8 月 5 日 (月) 午後 5 時まで提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の商品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則 (平成 7 年埼玉県規則第106号) 第 9 条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記 2 (2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、本県所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入した上、必要な書類を添付して、平成25年 8 月 2 日 (金) 午後 5 時まで、上記 3 (1)の提出場所に提出すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な請求書を受領した日から30日以内に当該委託料を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the services to be required : School bus service for Kawaguchi School for Children with Special Needs

(2) Time-limit for tender: 1:30 p.m., August 20, 2013(tender submitted by mail:5:00 p.m., August 19, 2013)

(3) Contact point for the notice: General Affairs Section, Special Support Education Division, Prefectural School Department, Saitama Board of Education, Takasago 3-15-1, Urawa-ku, Saitama-shi, Saitama-ken 330-9301, Telephone 048-830-6885

告 示

埼玉県告示第九百九十四号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十五年七月九日

埼玉県知事 上田清司

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

埼玉県立春日部特別支援学校スクールバス運行業務委託 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

平成26年1月1日(水)から平成30年12月31日(月)まで。ただし、翌年度以降において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除する。

(4) 履行場所

埼玉県教育局県立学校部特別支援教育課長が指定する場所

(5) 入札方法

入札金額については、履行期間全体の総価を記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 県立特別支援学校スクールバス運行業務入札参加資格等に関する告示(平成24年埼玉県告示第780号)に基づき、一般競争入札参加資格者としてA等級又はB等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱(平成21年3月31日付け入審第513号)に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱(平成21年4月1日付け入審第97号)に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

(5) 事故の発生又は発注者の要請があった場合に、迅速かつ適正に対応できる体制を有すること。

(6) 本件業務について、仕様書等に示す各要求事項を確実に履行できることを証

明した者であること（詳細は、入札説明書及び仕様書による。）。

- (7) 県立特別支援学校スクールバス運行業務について、過去に当該業務の委託契約に基づく業務改善モニタリングにより改善事項通知書の送付を受けたことがある場合において、業務の見直し等により必要な改善を行ったと県が認めた者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県教育局県立学校部特別支援教育課総務・振興助成担当 小宮 電話048-830-6885(直通)

- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (3) 入札・開札の場所及び日時

埼玉県庁職員会館地階B05サークル室 平成25年8月20日（火）午後2時

- (4) 郵便による場合の入札書の宛先及び受領期限

埼玉県教育局県立学校部特別支援教育課総務・振興助成担当 平成25年8月19日（月）午後5時

なお、書留郵便によること。

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

- (3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を上記3(1)の提出場所に平成25年8月5日（月）午後5時までに提出し、競争入

札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の商品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、本県所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入した上、必要な書類を添付して、平成25年8月2日（金）午後5時までに、上記3(1)の提出場所に提出すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な請求書を受領した日から30日以内に当該委託料を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the services to be required: School bus service for Kasukabe School for Children with Special Needs

(2) Time-limit for tender: 2:00 p.m., August 20, 2013(tender submitted by mail:5:00 p.m., August 19, 2013)

(3) Contact point for the notice: General Affairs Section, Special Support Education Division, Prefectural School Department, Saitama Board of Education, Takasago 3-15-1, Urawa-ku, Saitama-shi, Saitama-ken 330-9301, Telephone 048-830-6885

告 示

埼玉県告示第九百九十五号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十五年七月九日

埼玉県知事 上田清司

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

埼玉県立三郷特別支援学校スクールバス運行業務委託 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

平成26年1月1日(水)から平成30年12月31日(月)まで。ただし、翌年度以降において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除する。

(4) 履行場所

埼玉県教育局県立学校部特別支援教育課長が指定する場所

(5) 入札方法

入札金額については、履行期間全体の総価を記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 県立特別支援学校スクールバス運行業務入札参加資格等に関する告示(平成24年埼玉県告示第780号)に基づき、一般競争入札参加資格者としてA等級又はB等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱(平成21年3月31日付け入審第513号)に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱(平成21年4月1日付け入審第97号)に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

(5) 事故の発生又は発注者の要請があった場合に、迅速かつ適正に対応できる体制を有すること。

(6) 本件業務について、仕様書等に示す各要求事項を確実に履行できることを証

明した者であること（詳細は、入札説明書及び仕様書による。）。

- (7) 県立特別支援学校スクールバス運行業務について、過去に当該業務の委託契約に基づく業務改善モニタリングにより改善事項通知書の送付を受けたことがある場合において、業務の見直し等により必要な改善を行ったと県が認めた者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県教育局県立学校部特別支援教育課総務・振興助成担当 小宮 電話048-830-6885(直通)

- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (3) 入札・開札の場所及び日時

埼玉県庁職員会館地階B05サークル室 平成25年8月20日（火）午後2時30分

- (4) 郵便による場合の入札書の宛先及び受領期限

埼玉県教育局県立学校部特別支援教育課総務・振興助成担当 平成25年8月19日（月）午後5時

なお、書留郵便によること。

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

- (3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を

上記 3 (1)の提出場所に平成25年 8 月 5 日 (月) 午後 5 時まで提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の商品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則 (平成 7 年埼玉県規則第106号) 第 9 条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記 2 (2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、本県所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入した上、必要な書類を添付して、平成25年 8 月 2 日 (金) 午後 5 時まで、上記 3 (1)の提出場所に提出すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な請求書を受領した日から30日以内に当該委託料を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the services to be required : School bus service for Misato School for Children with Special Needs

(2) Time-limit for tender: 2:30 p.m., August 20, 2013(tender submitted by mail:5:00 p.m., August 19, 2013)

(3) Contact point for the notice: General Affairs Section, Special Support Education Division, Prefectural School Department, Saitama Board of Education, Takasago 3-15-1, Urawa-ku, Saitama-shi, Saitama-ken 330-9301, Telephone 048-830-6885

告 示

埼玉県告示第九百九十六号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり
一般競争入札に付する。

平成二十五年七月九日

埼玉県知事 上 田 清 司

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

埼玉県立上尾かしの木特別支援学校スクールバス運行業務委託 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

平成26年1月1日(水)から平成30年12月31日(月)まで。ただし、翌年度以降において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除する。

(4) 履行場所

埼玉県教育局県立学校部特別支援教育課長が指定する場所

(5) 入札方法

入札金額については、履行期間全体の総価を記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 県立特別支援学校スクールバス運行業務入札参加資格等に関する告示(平成24年埼玉県告示第780号)に基づき、一般競争入札参加資格者としてA等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱(平成21年3月31日付け入審第513号)に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱(平成21年4月1日付け入審第97号)に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

(5) 事故の発生又は発注者の要請があった場合に、迅速かつ適正に対応できる体制を有すること。

(6) 本件業務について、仕様書等に示す各要求事項を確実に履行できることを証

明した者であること（詳細は、入札説明書及び仕様書による。）。

- (7) 県立特別支援学校スクールバス運行業務について、過去に当該業務の委託契約に基づく業務改善モニタリングにより改善事項通知書の送付を受けたことがある場合において、業務の見直し等により必要な改善を行ったと県が認めた者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県教育局県立学校部特別支援教育課総務・振興助成担当 小宮 電話048-830-6885(直通)

- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (3) 入札・開札の場所及び日時

埼玉県庁職員会館地階B05サークル室 平成25年8月20日（火）午後3時

- (4) 郵便による場合の入札書の宛先及び受領期限

埼玉県教育局県立学校部特別支援教育課総務・振興助成担当 平成25年8月19日（月）午後5時

なお、書留郵便によること。

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

- (3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を上記3(1)の提出場所に平成25年8月5日（月）午後5時までに提出し、競争入

札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の商品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、本県所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入した上、必要な書類を添付して、平成25年8月2日（金）午後5時までに、上記3(1)の提出場所に提出すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な請求書を受領した日から30日以内に当該委託料を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the services to be required: School bus service for Ageo kashinoki School for Children with Special Needs

(2) Time-limit for tender: 3:00 p.m., August 20, 2013(tender submitted by mail:5:00 p.m., August 19, 2013)

(3) Contact point for the notice: General Affairs Section, Special Support Education Division, Prefectural School Department, Saitama Board of Education, Takasago 3-15-1, Urawa-ku, Saitama-shi, Saitama-ken 330-9301, Telephone 048-830-6885

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第百十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十五年七月九日

埼玉県川越建築安全センター所長 福島 克季

一 許可番号

平成二十五年四月十五日

指令川建セ第二四 一五三 号

二 検査済証番号

平成二十五年七月二日

川建セ第二五 四一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡嵐山町大字菅谷字女掘四九六番一の一部、四九六番三の一部

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県北葛飾郡杉戸町高野台西四丁目九番地二

株式会社セキ薬品 代表取締役 関伸治

告 示

埼玉県熊谷建築安全センター所長告示第三十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十五年七月九日

埼玉県熊谷建築安全センター所長 平 井 登喜雄

一 許可番号

平成二十五年二月二十八日

熊建セ第〇八二二〇〇六一号

二 検査済証番号

平成二十五年七月二日

熊建セ第九十二号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県大里郡寄居町大字三ヶ山字上田二百四十八番一、二百五十番六の一部、二百六十二番十二、十三、二百八十四番一、二百八十五番四、字黒岩三百十三番七の一部、字西高山三百二十八番三の一部、三百二十八番四、三百二十八番九の一部、三百三十番十二、字東高山三百三十一番四、十六、三百三十一番十七の一部、大字富田字中六反田二千五百三十四番七十三の一部、字天神田入二千五百五十六番百五十三、百五十四、大字西ノ入字高根沢天王裏二千九百八十一番ないし二千九百九十八番、二千九百九十八番二、二千九百九十九番一ないし二千九百九十九番七、三千番、三千一番、三千一番二、三千二番ないし三千四番、三千五番一、二、三千六番ないし三千六番三、三千七番ないし三千十六番、三千十七番一ないし三千十七番四、三千十八番二、三千二十八番ないし三千三十三番、三千三十三番二、三千三十四番、三千三十五番、三千三十五番一、三千三十六番、三〇三七番一、二、三〇三七番四ないし三〇三七番七、字高根沢萩畝三〇三八番一、三、七、八、三千三十九番、三千四十一番ないし三千四十六番、三千四十七番の一部、三千四十八番の一部、三千五十番一ないし三千五十番七、三千五十一番、三千五十一番二、三千五十二番、三千五十五番、三千六十八番の一部、字高根沢大谷三千八十一番二、字大橋三千百九番、三千百十番の一部、三千百十一番の一部、三千百十二番の一部、三千百十三番の一部、三千百十四番一の一部、三千百十四番二、三千百十五番、三千百十六番一の一部、三千百十六番二の一部、三千百十七番一、二、三千百十八番、三千百十九番、三千百二十番の一部、三千百二十一番ないし三千百二十五番、字大方向二千九百七十五番一、二

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県 埼玉県知事 上田 清司

告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千五十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十五年七月九日

埼玉県越谷建築安全センター所長 寺 内 盛 幸

一 許可番号

平成二十五年七月一日

指令越建セ第二四〇〇九三三号

二 検査済証番号

平成二十五年七月四日

越建セ第一四五―一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県北葛飾郡杉戸町大字杉戸字上杉戸四百十六番一、四百十九番一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県幸手市南二丁目九番二十四号

株式会社山本地所 代表取締役 山本太輔

告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千五十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十五年七月九日

埼玉県越谷建築安全センター所長 寺 内 盛 幸

一 許可番号

平成二十五年一月十五日

指令越建セ第二四〇〇二一一号

二 検査済証番号

平成二十五年七月五日

越建セ第一五六―一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県北葛飾郡杉戸町大字本郷字西下九百五十番四、九百五十番五、九百五十

二番二(第二工区)

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県さいたま市岩槻区大字笹久保二百三十三番地一

遊馬 勉

告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千五十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十五年七月九日

埼玉県越谷建築安全センター所長 寺 内 盛 幸

一 許可番号

平成二十五年六月二十一日

指令越建セ第二四〇〇五一号

二 検査済証番号

平成二十五年七月五日

越建セ第一五七一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県北葛飾郡杉戸町大字下高野字後宿四百二十六番一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県北葛飾郡杉戸町大字下高野四百三十五番地

平井 義幸

告示

埼玉県内水面漁場管理委員会告示第三号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十一条第四項及び第三百三十条第四項の規定により、共同漁業の免許の内容たるべき事項等を定めることに関し、利害関係人の意見を聴くため、次のとおり公聴会を開催する。

なお、漁業権の漁場計画（案）については、その関係書類を埼玉県内水面漁場管理委員会に据え置いて閲覧に供する。

平成二十五年七月九日

埼玉県内水面漁場管理委員会会長 會 田 勝 美

一 開催期日

平成二十五年八月七日 午後一時三十分

二 開催場所

埼玉県さいたま市浦和区岸町七丁目五番十九号
あけぼのビル 五〇一会議室

三 案件

イ 栃木県内共第十六号第五種共同漁業権に係る漁場計画（案）について

四 公述に関する事項

イ 公述人の範囲

漁業権者、漁業権漁業の経営者、漁業協同組合の関係者その他利害関係のある者（団体又は機関にあつては、一団体又は一機関につき二人以内とする。）

ロ 公述時間

一人五分以内

ハ 公述の申出

公聴会において意見を述べようとする者は、次のとおりあらかじめ書面を提出してください。

(1) 提出期日

平成二十五年七月三十一日

(2) 提出先

埼玉県内水面漁場管理委員会（〒333-0 九三〇一 埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号 埼玉県農林部生産振興課内）

(3) 提出内容

住所、氏名、連絡先（電話等）、意見の概要